

手帳制度

1 身体障がい者手帳とは

身体障がい者手帳は、身体に障がいのある方が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に交付される手帳です。

手帳を取得することにより、各種の福祉サービスが受けられるようになります。

手帳は重度のかたから順に1級から6級までに区分されています。そのおおまかな障がい内容については、「3 身体障がい者障がい程度等級表一覧」(桃色)をご覧ください。

(1) 交付の手続き

身体障がい者手帳の交付を受けるためには、以下の書類が必要になります。

新規申請、障がいの等級変更、再認定の申請の場合

身体障がい者手帳交付(再交付)申請書 (市役所にあります。)

指定医師の書いた指定の診断書(指定医師に関してはお問合せください。)

写真(1枚) 縦4cm×横3cm(1年以内に撮影し、背景無地のもの)

マイナンバーの確認できるもの(マイナンバーカード、又は通知カード等)

窓口に来られるかたがご本人以外の場合は身分証明書(運転免許証など)をお持ちください。

診断書をもとに審査するため、手帳交付までに3週間程かかります。

紛失・破損の場合

即日発行です。

身体障がい者手帳再交付申請書 (市役所にあります)

破損の場合は身体障がい者手帳

紛失の場合は本人確認できるもの(免許証、保険証等)

写真(1枚) 縦4cm×横3cm(1年以内に撮影し、背景無地のもの)

マイナンバーの確認できるもの(マイナンバーカード、又は通知カード等)

(2) 届出・返還義務

転入・転居した時や、姓名等の変更が生じたときは、届出が必要です。

手帳所持者が死亡した時、障がいの軽減により該当しなくなった時、2冊手帳を持っている時は、手帳返還の届出が必要です。



岡崎市役所障がい福祉課障がい1係 (TEL 23-6113 ・ FAX 25-7650)

2 療育手帳とは

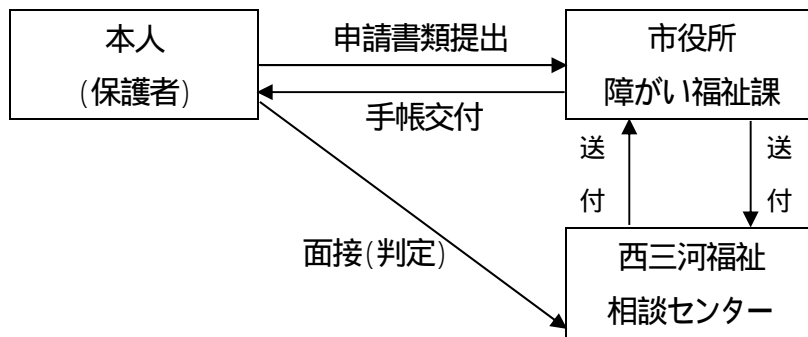
療育手帳は、知的障がいのある方に交付される手帳です。

手帳を取得することにより、各種の福祉サービスが受けられるようになります。

手帳は、重度(A)・中度(B)・軽度(C)に区分されています。

(1) 交付手続きの流れ

申請の手順 以下の手続きをするため、手帳交付までに約1か月の期間を要します。



療育手帳を取得するためには以下の書類が必要になります。

18歳未満の方

手帳交付(再交付)申請書

写真(1枚) 縦4cm×横3cm(1年以内に撮影し、背景無地のもの)

18歳以上の方

必要書類等については担当よりお伝えします。

新規申請の場合は事前にご相談ください。

また、療育手帳の取得に際して、判定を受けるため、面接の予約が必要です。

予約場所

愛知県西三河福祉相談センター

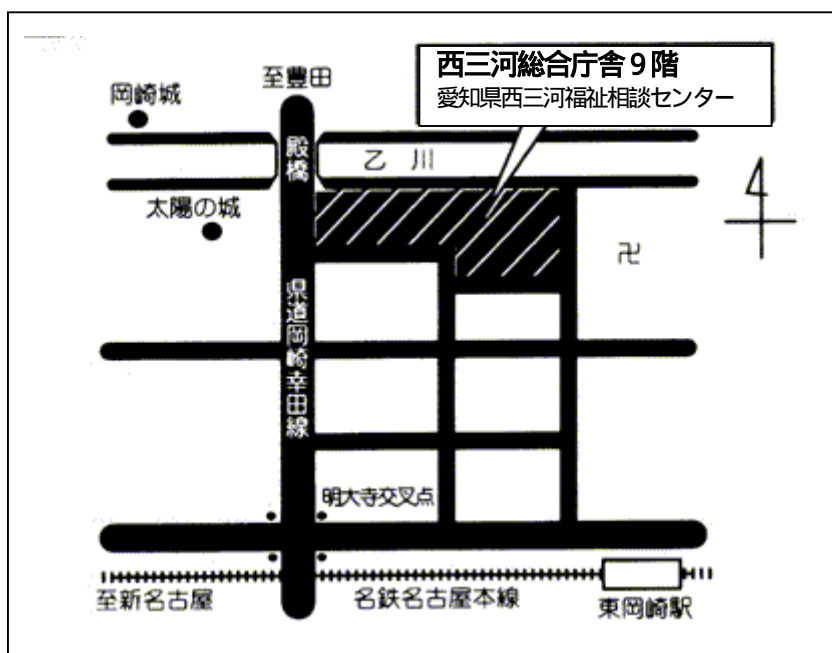
〒444-8551 岡崎市明大寺本町1丁目4番地 西三河総合庁舎9階

TEL 児童(18歳未満) 27-2779

者(18歳以上) 27-2889

FAX 児童(18歳未満) 22-2902

者(18歳以上) 27-2816



(2) 再判定

手帳は更新の必要があります。更新手続きを行う際には障がいの程度を確認するため、再判定が必要となります。

(3) 再交付

手帳の破損・紛失が生じたときは届出により、再交付できます。市役所障がい福祉課に届出をして下さい。

(4) 届出・返還義務

転入・転居した時や、姓名等の変更が生じたときは、届出が必要です。

手帳所持者が死亡した時、手帳の要件に該当しなくなった時などの場合には、手帳返還の届出が必要です。

問合せ先 → 岡崎市役所障がい福祉課障がい係 (TEL 23-6113 ・ FAX 25-7650)

3 精神障害者保健福祉手帳とは

精神障害者保健福祉手帳は、日常生活や社会生活に障がいのある精神疾患のかたを対象にした「精神保健福祉法」に定められた手帳です。

愛知県精神保健福祉センターで専門医師からなる検討委員会で判定をして認められた場合に交付します。

手帳を取得することにより、各種の福祉サービスが受けられるようになります。

手帳は1級から3級までに区分されています。

初診日から6か月以上経過しているかたが対象です。

(1) 交付の手続き

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるためには、以下の書類が必要になります。

新規申請、障がいの等級変更、更新の申請の場合

精神障害者保健福祉手帳者交付申請書（市役所にあります）

精神障害者保健福祉手帳(更新申請のかたのみ)

写真(1枚) 縦4cm×横3cm(1年以内に撮影し、背景無地のもの) 希望されるかたのみ

マイナンバーの確認できるもの(マイナンバーカード、又は通知カード等)

来所される方の身元確認書類(公的機関が発行した写真付きのもの1点または写真のないもの2点)

(1)・(2)のいずれか

(1) 診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

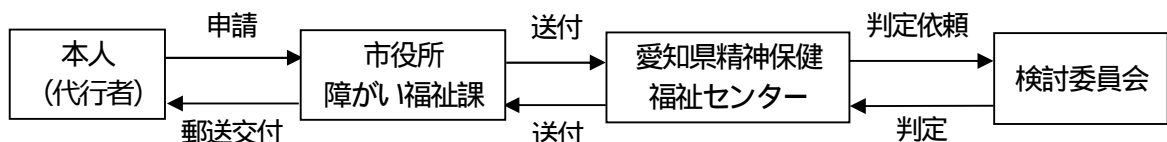
(2) 精神障がいを事由とした障害年金証書(特別障害者給付金も可)

(2)で申請される場合には障害年金(給付金)振込通知書または直近の年金(給付金)振込が記帳された預金(貯金)通帳が必要です。

本人名義の預金通帳(新規で65歳未満のかたのみ)

健康保険証

申請から手帳交付までに約3か月程期間を要します。



紛失・破損の場合

精神障害者保健福祉手帳再交付申請書（市役所にあります）

破損の場合は精神障害者保健福祉手帳

写真(1枚) 縦4cm×横3cm(1年以内に撮影し、背景無地のもの)

希望されるかたのみ

マイナンバーの確認できるもの(マイナンバーカード、又は通知カード等)

来所される方の身元確認書類(公的機関が発行した写真付きのもの1点

または写真のないもの2点)

(2)届出・返還義務

転入・転居した時や、姓名等の変更が生じたときは、届出が必要です。

手帳所持者が死亡した時、障がいの軽減により該当しなくなった時は手帳返還の届出が必要です。



岡崎市役所障がい福祉課障がい12係 (TEL 23-7674 ・ FAX 25-7650)